

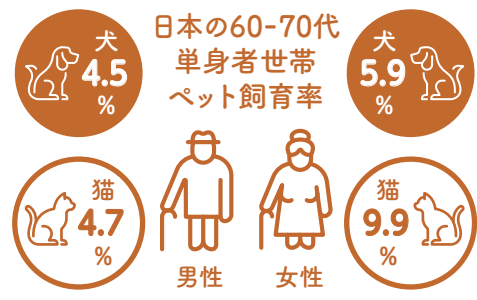


ペット信託^(注1)についての考察 ～日米の比較を通じて～

MUFG相続研究所 主任アドバイザー みわ 三輪
そういち 壯一

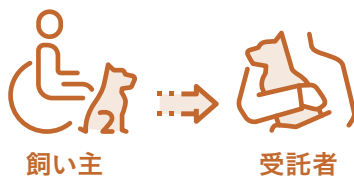
私は、愛猫2匹(いずれも5歳の雄)を、それこそ目の中に入れても痛くないほどにかわいがっている。私のスマホには彼らの写真で溢れかえっているほどだ。そして時々ふと頭をよぎるのは、「彼らが20歳まで長生きしたら、私は80歳を超えてしまう。私は責任を持って彼らを終生飼養できるのだろうか」という不安である。そこで、ペット信託について考察してみようと考えた次第である。

ペットフード協会の2021年の調査によると、日本の世帯の約1割弱が犬や猫を飼っている、とのことである。その調査の中で特に注目すべきは、60代-70代の世帯で、犬を飼っている単身者は男性4.5%・女性5.9%、猫を飼っている単身者は男性4.7%・女性9.9%となっていることである。また、ペットの平均寿命(2021年)は、犬が14.65歳、猫が15.66歳であり、医療水準やペットフードの品質が向上する中、平均寿命は今後も着実に伸びるものと思われる。^(注2)



このような状況で、高齢の単身者(いわゆる「おひとりさま」)にとって、自身の病気や意思能力の低下、死亡の事態に備えて、愛するペットを終生飼養してくれる先を確保しておくことが、極めて重要な課題となっているのである。

こうした問題への対処として、日本ではこれまで、負担付き遺贈(民法1002条)や死因贈与(民法554条)が利用されてきた。^(注3) ペットは法律上権利義務の主体とはなれず、ペットに財産を相続させることはできないため、相続人や特定の人たち(受遺者や受贈者)に対し、ペットの終生飼養に必要な資金を渡し、飼い主が死んだ後のペットの飼養を行ってもらおう、という方法である。しかしながら、遺贈や死因贈与による方法は、**①受遺者・受贈者の飼養の状況をチェックする機能が無い**、**②飼い主の病気や意思能力の低下といった事態には対応できない**、**③遺贈は放棄される可能性がある**、などの問題がある。そこで、これらの問題を解決する方法として、日本でも「ペット信託」が注目を集めるようになってきたのである。



「ペット信託」とは、「ペット動物の所有権が飼育費用の金銭などとともに信託財産として受託者の名義となり、ペット動物が受託者のもとで、あるいは、適切な世話人や里親などに引渡され、受託者ないし世話人などによりペット動物の監護・飼養が行われる」^(注4)

(注1) 本コラムでは、米国などで見られる信託を活用した仕組み全般を指す。

(注2) 統計の数字は、一般社団法人ペットフード協会による「令和3年 全国犬猫飼育実態調査」による。

(注3) 長谷川貞之 「目的信託としてのペット信託の現状と課題」47頁、以下「参考資料1」という。

(注4) 長谷川貞之 前掲「参考資料1」48頁

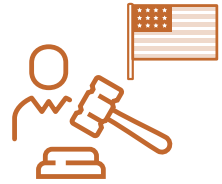
次ページへつづく▶

仕組みである。飼い主は愛するペットを飼養してくれる人や団体を自ら選ぶことができ、託した資金を、ペットの終生飼養の目的のために、他の相続財産とは別に確保しておくことが可能となるのである。また、ペットの詳細な情報(健康状態や病院、食事やおやつ、性格や癖など)をエンディングノートに記して飼養上の注意点を明確にしておくことも可能である。

ペット信託は、もともとは米国で発展し、法整備が進められてきた方法である。何しろ米国は、約7割の世帯が犬や猫など何等かのペットを飼っている「ペット大国」^(注5)だからだ。

米国では、「ペット信託」に関する法律が、「統一検認法典」(Uniform Probate Code, UPC)と「統一信託法典」(Uniform Trust Code, UTC)、そしてこれら2つの雛型法を基に各州で制定された州法の3つのレベルで法律が整備されている。^(注6)

これらの法律で注目すべきは、ペット飼養の履行を確保するために、裁判所の関与が規定されていることである。例えば、UPC§2-907(c)(7)は「受託者が指定されていないか、指定された受託者がペットの飼養を行おうとしない場合は、裁判所が(新たな)受託者を指定しなければならない。」として「裁判所による関与」の規定を設けている。



翻って日本では、ペット信託の歴史はまだ10年と浅く(2013年に福岡の行政書士が設定した信託が、日本でのペット信託の第1号と言われている)、まだ大きな流れにはなっていないように見受けられる。そもそも日本では、信託の制度そのものの認知度が低く、ペット信託を手掛ける専門家も少ないようだ。信託専用口座(終生飼養費用等の管理口座)の開設に応じる銀行もまだ少ない状況である。また、ペット信託の場合、受託される信託財産は基本的に少額であると考えられ、信託報酬も低額であることから、受託者となる信託銀行や信託会社に敬遠されがちとなっている。^(注7) 実際、信託される資金(終生飼養費用や管理費等)の額は、1匹あたりおよそ2百万円ぐらいとのことである。^(注8)

今後、安心してペットを託せるようにするためには、ペットを飼養する人や施設(飼養者)によるペットの虐待や、信託財産の使い込みを防ぐ手立てを確保する必要がある。一部のペット信託で、受託者や飼養者の行動をチェックする信託監督人を設置するケースもあるようだが、別途報酬が発生する可能性がある。

高齢の「おひとりさま」によるペットの飼養が一定数見られる中、今後ペット信託のニーズは着実に増えてくるものと考えられる。より安心して確実なペット信託の組成を促進するためには、

先ず①信託制度そのものの認知度の向上、②ペット信託を含む民事信託を担う専門家の増加、③信託専用口座開設を行う銀行数の増加、さらに④ペットの終身飼養を安心して託せる人や施設(老犬・老猫ホームやNPO法人等)の確保が重要となってくる。飼い主は、自分にもしものことがあった場合に備えて、日頃から様々な準備(信頼できる飼養者の確保、終生飼養のために必要な資金の確保、ペットの情報を記したエンディングノートの作成等)を自身の終活の一環として行っていく必要があるだろう。



(注5) Pet Ownership Statistics in 2022, Team LemonadeのWebサイト(以下、「参考資料2」という)

(注6) 今泉邦子「アメリカにおける飼主の死後ペット動物を飼育するための信託」慶應義塾大学法学研究会 28頁～35頁(以下、「参考資料3」という)

(注7) 長谷川貞之 前掲「参考資料1」49頁

(注8) NPO法人ペットライフネット「ペットとわたしのエンディングノート」清文社 によれば、ペットの余命にもよるが、1匹あたり200万円前後の試算となっている。